

【質疑応答】

【新・基礎研修について】

Q 1. 基礎研修Ⅰの開催は年に1回なのでしょうか？

今年度の基礎研修Ⅰの申込みの受付は終了しています。基礎研修Ⅰは北九州会場と福岡会場の2回実施しており、来年度も2会場での開催を予定しております。未だ、来年度の基礎研修Ⅰの日程等の詳細は決まっておりません。来年度の入会者の状況を勘案して、開催時期等は検討していくと考えております。なお、来年度より、基礎研修Ⅱ、再来年度より、基礎研修Ⅲも同時開催致します。基礎課程の基礎研修ⅠからⅢの研修は、順に毎年受講していただき、3年間で修了となります。

Q 2. 過去に、共通研修課程申請をしております。今後の生涯研修の研修計画を教えてほしい。

2009年度以前に入会し、旧・基礎研修を受講され、共通研修課程申請を1回以上行った方は、新・生涯研修制度の「基礎課程」を修了したものと見なします。共通研修課程を1回あるいは2回申請を行った方は、「第1期専門課程」に進むことになります。第1期専門課程では、25単位（1単位15時間）を取得すると、第1期専門課程の修了申請を行うことが可能です。なお、新・生涯研修制度の専門課程修了には、原則として認定社会福祉士制度で認証された研修30単位分とそれ以外の会の研修5単位分と合計35単位が必要になります（修了申請に必要な単位：第1期専門課程25単位、第2期専門課程35単位）。研修単位については、社会福祉士資格取得後の単位であれば、社会福祉士会に入会する前の単位であっても認められますが、受講修了について証明できるものが必要になります。なお、過去に「共通研修課程修了申請」で申請した単位を、新制度の「専門課程」で再

度、追加で申請することはできません。旧・生涯研修制度の経過措置（旧制度における共通課程修了に伴う専門課程からのスタート）は、あくまでも「生涯研修制度の経過措置」ですので、別の制度である認定社会福祉士制度とこの経過措置の部分はリンクしておりません。

また、2010年度入会者は、2013年4月～6月に、2011年度入会者は2014年4月～6月に共通研修課程申請を行うことが可能です。共通研修課程申請を行うことができない方は新・生涯研修制度の基礎研修Ⅰから受講していただくことになります。

Q 3. 学校教育等で研修制度が充実している現在、新たに、社会福祉士の新・基礎研修の受講が必要なのでしょうか？

新・生涯研修制度は「基礎課程」と「専門課程」で構成されていますが、「基礎課程」に位置づけられている、新・基礎研修は、社会福祉士として必要な知識習得の為、3年間かけて受講していただく研修となっています。新・基礎研修の基本的な内容を理解していただいた上で専門課程受講と捉えておりますので、質を担保するためにも、新・基礎研修を是非受講していただきたいと思います。

また、認定社会福祉士を認定するには、倫理綱領を持つ職能団体に入会していることが必要です。新・基礎研修の受講が現在のところ最も明確な単位修得法となります。ただし、基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ全ての項目を履修することが修了の条件となっており、基礎課程のうち、認定に該当するものだけを選んで受講することはできません。基礎課程を修了することで、認定社会福祉士の認定申請の要件となっている「共通専門」10単位・「分野専門」10単位・「スーパービジョン」10単位の内、「共通専門」の10単位を修了したものとみなすことになっています。積極的に新・基礎研修を受講していただければと思います。なお、専門課程の申請は、基礎課程を修了していないければできません。



講 義 風 景

### 【新・生涯研修制度について】

Q 4. 新・生涯研修制度の基礎課程も専門課程も、それぞれ、5年で修了しなければならないのですか？

新・生涯研修制度の研修体系に示してある5年の期間はあくまで目安です。

基礎研修Ⅰ～Ⅲはそれぞれ1年間の研修ですが、修了するまでに、何年を要しても構いません。ただし、新・基礎研修は積み上げ式の研修になっており、基礎研修Ⅰが修了した後に基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅱが修了した後に基礎研修Ⅲを受講していくことになります。したがって、基礎研修Ⅰと基礎研修Ⅱを同時に受講するようなことはできません。なお、新・基礎研修の受講時に専門課程の研修を受講した単位は第1期専門課程の単位として認められます。

専門課程についても何年間で修了しなければならないという期間設定はありません。修了申請に必要な単位を修得できれば修了申請を行うことができ、次の課程へ進むことが可能です。

Q 5. 福祉現場で働いていない方は、新・生涯研修制度で研修を受講していくべきでしょうか？

社会福祉士の新・生涯研修制度は、すべての会員を対象に自己研鑽の機会を確保

することと、国家資格としての資質向上の証明のための制度であるため、福祉現場の所属の有無に関わらず、新・生涯研修制度の受講は可能です。積極的に研修を受講していただければと思います。

認定社会福祉士制度は、相談援助職としての実践力があることを外部へ証明（社会的認知）するための制度であるため、福祉現場で働いていない方は認定社会福祉士の制度の対象となっておりません。

Q 6. 社会福祉士になる前の研修単位はどのような取り扱いになりますか？

新・生涯研修制度は社会福祉士資格取得後の単位であれば、認められます。ただし、受講修了について証明ができるものが必要になります。

認定社会福祉士制度では専門職団体に加入し、社会福祉士を取得してから、認証を受けた研修を受けていくものです。社会福祉士の資格を取得する前の単位は認められません。

Q 7. 新・生涯研修制度では、決められた研修のみでしか単位認定されないのでですか？

旧・生涯研修制度では、他団体の研修を受講しても単位認定されることもありましたが、新・生涯研修制度では、生涯研修手帳の「単位の認定基準」に記載されている内容についてのみ、単位として認めています。新・生涯研修制度において、他団体主催の研修は、受講者として参加した場合は単位として認められますが、講師やファシリテーターとして参加された場合は単位として認めることもあります。詳細につきましては、生涯研修手帳をご確認ください。

### 【認定社会福祉制度について】

Q 8. 通信等で案内されている研修は認定社会

**福祉士の単位として認められるのですか？**

本日現在（2012年12月）で、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」）で認証を受けた研修は、全国で18の研修のみです。機構において、認証を受けている研修は、東京等都市圏を中心とした開催であり、開催数もまだ少ないので、今後認証を受ける研修はさらに増えることが予想されます。これまでに、日本社会福祉士会主催の研修で認証を受けた研修は、①成年後見人養成研修の通信研修と②地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修の2つの研修のみです。また、3年間の基礎課程の新・基礎研修については、2012年10月に、日本社会福祉士会が一括して、認証申請を行っており、認定社会福祉士の単位として認められる予定です。今後、本会でも研修を整理し、認証申請に向けて取り組んで参ります。

**Q9. 認定社会福祉士の単位はどういう基準で決めているのですか？**

認定社会福祉士の単位認定は、機構にて認証を受けた研修を受講していただければ単位認定されます。認定社会福祉士の認定申請に必要な最低単位数は、共通専門10単位、分野専門10単位、スーパービジョン10単位です。1単位を15時間と計算しています。認定社会福祉士の研修の認証申請につきましては、今後、福岡県社会福祉士会で実施している研修を整理し、機構へ行っていく予定です。

また、生涯研修制度において、15時間（1単位）に満たない研修（認定社会福祉士制度で認証されない研修）については、複数の研修を組み合わせて、その積算時間で単位換算することができます。

今後、通信で研修を案内する際には、旧・生涯研修制度の単位と新・生涯研修制度の時間数に分けて表記を行っていきます。

**Q10. 認定社会福祉士と認定上級社会福祉士の認定要件は一部を満たせばよいものなのですか？**

記載してある認定要件は例示ではなく、全ての要件を満たす必要があります。例えば、認定社会福祉士の認定要件としては、ソーシャルワーカーの職能団体の正会員であり、相談援助実務経験が5年以上あること等が必要です。詳細につきましては、機構のホームページ等でご確認ください。

**Q11. 経営的なことに認定上級社会福祉士は介入しなければならないのでしょうか？**

実務経験目標（質的目標）に示されている、認定上級社会福祉士の欄の「財務管理」や「経営分析」等については、到達目標として示しており、認定上級社会福祉士になれば、このレベルまで求められるという意味です。認定上級社会福祉士については、詳細なカリキュラムや枠組み等も示されておりませんので、示され次第、情報を公開して参ります。

**Q12. 成年後見人を引き受けるためには、認定社会福祉士の資格は必要でしょうか？**

現段階では、詳細が示されておりませんが、成年後見人の業務内容からすると、将来的に、認定上級社会福祉士を取得するよう示される可能性があると思われます。

**【新・生涯研修制度と認定社会福祉士との関係について】**

**Q13. 新・生涯研修制度と認定社会福祉士の研修で既にリンクしている研修はないのでしょうか？**

新・生涯研修制度の単位の認定基準で、認定社会福祉士とリンクする研修としては、①介護支援専門員実務研修、②サービ

ス管理責任者研修、③相談支援専門員研修、  
④実習指導者研修について単位として認めています。これらの制度上位置づけられている研修会については、実施主体が認証申請を行うのではなく、機構から申請団体を指定していく予定です。これらの研修は例示に過ぎず、今後、日本社会福祉士会が認証していく研修を検討していくことです。

現在は、旧・生涯研修制度と新・生涯研修制度の両方が存在していますが、2014年度からは新・生涯研修制度に完全に移行します。

経過措置については、これまで、3回以上共通研修課程の修了申請をされた方等が、特別研修を受講することで、認定社会福祉士の認定申請に必要な要件の一つである、研修履修に関する要件を満たすことになります。今回の経過措置が適用され、すべての要件を満たした者は認定社会福祉士の認定申請が可能となります。平成24年度の特別研修の定員は50名であり、募集要項は機構のホームページにて案内予定です（11月12日付で掲載されています）。

**Q14. 旧・生涯研修制度と新・生涯研修制度とのつなぎ方がいまひとつわかりにくい。これまでに取得した単位はどうなりますか？**

新しい新・生涯研修制度では、社会福祉士資格取得後の研修単位についても単位は消滅しないことになっています。今年受講された研修や過去に受講した研修についても修了申請の対象となっております。ただし、過去に共通研修課程修了申請で申請した単位については含めることができません。

#### 【スーパービジョンについて】

**Q15. スーパービジョン研修を受講するときの手続き等は必要なのでしょうか？**

スーパービジョンは、スーパービジョン実施契約に基づき実施されるものですので手続きは必要です。スーパービジョンに関する書類・資料の扱いとしては、認定社会福祉士制度で定める書類については、認定社会福祉士制度の扱いに従ってください。書類がそろっていないと単位としては認められません。機構のホームページでご確認ください。

**Q16. 職場にスーパーバイザーがない場合、スーパービジョン研修を受講できますか？**

スーパービジョンについては、社会福祉士が社会福祉士に対して実施できる体制を整備していく予定です。来年の3月2日と3日に東京にて、日本社会福祉士会主催のスーパービジョン研修Ⅰ講師養成研修が実施されます。本研修実施に伴い、各県士会より2名を推薦させていただき、受講していただくことになります。推薦者の選考基準につきましては、本会生涯研修部で精査した上で、改めて人選をさせていただき、理事会に提案させていただく流れを取りたいと考えております。

職場で社会福祉士からスーパービジョンを受けられなかつたりする場合でも、社会福祉士から社会福祉士の視点でスーパービジョンが受けられるようにするためです。なお、スーパービジョン研修Ⅰ講師養成研修の受講者はスーパービジョン研修の講師になっていただきます。また、日常のスーパービジョンについては、個人対個人で行うことになっておりますが、詳細につきましては、本部で検討中です。

未だ、新生涯研修制度や認定社会福祉士制度については決まっていない事項も多々ございますが、ご不明な点がございましたら、事務局まで、TEL or Mailにて、お問い合わせ頂きますようお願い致します。